

香川県個人情報保護条例議案

香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項並びに香川県個人情報保護審議会
の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表の左欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の
方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第4条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（1） 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

（2） 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により
納付しなければならない手数料の額と同一の額

（2） 法第115条（法第118条2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600円

（納付）

第5条 前2条の手数料は、全て前納とする。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（香川県個人情報保護審議会）

第6条 県の機関（議会を除く。以下同じ。）による諮問に応じて審議を行うため、香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関は、審議会とする。

3 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると
認めるときは、審議会に諮問することができる。

（1） 県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則の制定又は改廃をしようとする場合

（2） 法第114条第1項第4号及び第6号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しようとする場合

（3） 法第128条に規定する苦情の処理（法の解釈に関することを除く。）を行おうとする場合

4 審議会は、法及びこの条例の規定による審議を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27

号) 第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、県の機関に意見を述べることができる。

- 5 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 6 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 審議会に、専門の事項を審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 10 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 11 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 12 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 13 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした県の機関（以下この条及び第9条において「諮問庁」という。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（第3項において単に「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審議会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面（同法第74条に規定する主張書面をいう。以下この条において同じ。）若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審議会は、前項本文の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審議手続の非公開)

第10条 審議会の行う審議の手続は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(規則への委任)

第11条 第6条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行状況の公表)

第12条 知事は、毎年1回、県の機関における法の規定による個人情報の保護に関する状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、県の機関が定める。

(罰則)

第14条 第6条第13項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正前の香川県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条、第11条第3項又は第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（議会にあっては、議会の事務局の職員に限る。以下同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関（議会にあっては、議長）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた同項に規定する指定管理者が行う同法第244条第1項に規定する公の施設の管理の業務（旧個人情報を取り扱う事務を含むものに限る。）に従事していた者

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項、第2項（第28条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第3項、第28条第1項又は第36条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報に係る旧条例第27条第1項の開示請求及び同条第2項の規定による開示については、なお従前の例による。

5 旧条例第56条第1項の規定により置かれた香川県個人情報保護審議会（次項において「旧審議会」という。）は、改正後の香川県個人情報保護条例第6条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第56条第11項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第63条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第2項第2号に掲げる者

(3) 附則第2項第3号に掲げる者

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 附則第6項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 前3項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

11 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(香川県情報公開条例の一部改正)

12 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政文書の公開義務) 第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(1)の2 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(行政文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(7) 略</p>

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部改正)

- 13 住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例(平成14年香川県条例第49号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会) 第8条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会 は、香川県個人情報保護条例(令和4年香川県条例第 号)第6条第1項 に規定する香川県個人情報保護審議会とする。</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会) 第8条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会 は、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)第56条第1項 に規定する香川県個人情報保護審議会とする。</p>

(香川県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

- 14 香川県公文書等の管理に関する条例(平成25年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定歴史公文書等の保存等) 第12条 略</p>	<p>(特定歴史公文書等の保存等) 第12条 略</p>

- 2 略
 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
 4 略

- 2 略
 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
 4 略

別表（第3条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	金 額
1 文書又は図画	(1) 用紙にカラー以外のもので複写したものの交付	1枚につき10円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(2) 用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき20円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（規則で定めるものに限る。2の項において同じ。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 電磁的記録	(1) 用紙にカラー以外のもので出力したものの交付	1枚につき10円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	1枚につき20円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）
	(3) 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円
	(4) フレキシブルディスクカートリッジ（規則で定めるものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円
3 録音テープ	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき200円
4 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき300円

備考

- 1 開示しない場合又は複写し、若しくは出力したものの交付を受けない場合は、無料とする。
 2 1の項(1)若しくは(2)又は2の項(1)若しくは(2)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

第4号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額)				(種別及び金額)			
第2条 略				第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
第1表 略				第1表 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～3 略				1～3 略			
4 一般旅券発給申請手数料（5の項、7の項又は8の項に該当するものを除く。）	略			4 一般旅券発給申請手数料	略		
5 一般旅券（残存有効期間同一旅券に限る。）発給申請手数料（8の項に該当するものを除く。）		1件	2,000円				
6 一般旅券渡航先追加申請手数料	略			5 一般旅券渡航先追加申請手数料	略		
7 未交付失効後5年以内の一般旅券発給申請手数料（		1件	4,000円	6及び7 削除			

8の項に該当するものを除く。)			
8 未交付失効後5年以内の一般旅券 (残存有効期間同一旅券に限る。) 発給申請手数料		1件	4,000円
9～598 略			

備考
略

8 一般旅券査証欄 増補申請手数料		1件	500円
9～598 略			

備考
略

附 則

- この条例は、令和5年3月27日から施行する。
- この条例の施行の日前にされた一般旅券の発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における改正後の別表第1 第2表 手数料の部7の項及び8の項の規定の適用については、これらの規定中「4,000円」とあるのは、「2,000円」とする。

第5号

香川県立自然公園条例の一部を改正する条例議案

香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画（第6条—<u>第7条の2</u>） 第4章～第6章 略 <u>第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第27条の2—第27条の6）</u> 第7章～第10章 略 附則</p> <p>（公園計画） 第6条 略 <u>2 公園計画は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u> <u>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</u> <u>4 略</u></p> <p>（公園計画の廃止及び変更） 第7条 略 2 <u>前条第4項</u>の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</p> <p><u>（協議会による公園計画の変更の提案）</u> <u>第7条の2 第27条の2第1項に規定する協議会は、第27条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することがで</u></p>	<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 公園計画（第6条・<u>第7条</u>） 第4章～第6章 略</p> <p>第7章～第10章 略 附則</p> <p>（公園計画の決定） 第6条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>（公園計画の廃止及び変更） 第7条 略 2 <u>前条第2項</u>の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</p>

きる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第4章 略

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 略

(承継)

第11条 公園事業者(第9条第3項の認可を受けた者に限る。)が地方公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 略

3・4 略

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(特別地域)

第18条 略

2～8 略

第4章 公園事業

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 略

(承継)

第11条 略

2・3 略

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(特別地域)

第18条 略

2 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- (4) 鉞物を掘採し、又は土石を採取すること。

- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- (7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (8) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- (9) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (10) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
- (11) 山岳に生育する植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- (12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- (13) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- (15) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- (16) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4・5 略

6 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第3項各号

9 略

(1)・(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業（第27条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第27条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(4)・(5) 略

(普通地域)

第19条 略

2～6 略

に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第3項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

(普通地域)

第19条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対して、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においてする場合を除く。）。

(6) 土地の形状を変更すること。

2 知事は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3～6 略

7 略

(1)・(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為(4)～(7) 略

(利用のための規制)

第23条 略

(1)・(2) 略

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 略

(報告徴収)

第27条 略

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置(協議会)第27条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者(3) 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 略

(3)～(6) 略

(利用のための規制)

第23条 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 略

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 略

(報告徴収)

第27条 略

(4) その他当該市町が必要と認める者

- 3 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(自然体験活動促進計画の認定)

第27条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方

針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第27条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第27条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第27条の5 知事は、第27条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第27条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第27条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第27条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 略

（指定）

第34条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県立自然公園管理団体（以下「管理団体」という。）として指定することができる。

2～4 略

（業務）

第35条 略

(1)・(2) 略

第7章 風景地保護協定

（指定）

第34条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県立自然公園管理団体（以下「管理団体」という。）として指定することができる。

2～4 略

（業務）

第35条 管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

(2) 略

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第36条 管理団体は、県その他の地方公共団体との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(損失の補償)

第41条 略

(利用の増進のための情報の提供等)

第41条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

(委任)

第42条 略

第10章 罰則

第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(5) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第36条 管理団体は、県その他の地方公共団体との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(損失の補償)

第41条 略

(委任)

第42条 略

第10章 罰則

第43条 第14条第1項又は第20条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項又は第20条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第18条第3項の規定に違反したとき。

第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第18条第5項の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第45条 第10条、第19条第2項又は第37条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項若しくは第27条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 第19条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第19条第5項の規定に違反したとき。

(4) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 第21条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(6) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第23条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。

(7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第23条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。

(8) 第40条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り、標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第48条 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第9項、第12条又は第13条

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

(3) 第18条第3項の規定に違反した者

(4) 第18条第5項の規定により許可に付された条件に違反した者

第45条 第10条、第19条第2項又は第37条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) 第19条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第19条第5項の規定に違反した者

(4) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第21条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(6) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第23条第1項第1号に掲げる行為をした者

(7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第23条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(8) 第40条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り、標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第48条 第9条第9項、第12条又は第13条第2項の規定に違反して、届出を

第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

せず、又は虚偽の届出をした者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例議案

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第12条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第1章 総則</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>第2章 定年制度</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p>	<p style="margin-left: 40px;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p>

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 略

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続きは、人事委員会規則で定める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師並びに香川県立保健医療大学の教員が占める職を除く。)とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第7条の2に規定する給料の特別調整額又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第22条第1項若しくは香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官(前号に掲げる職を除く。)
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び第10条において同じ。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任又は転任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任又は転任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任又は転任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任又は転任をすること。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号から第3号までの規定中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条及び第10条において同じ。）」とあるのは「特定任命」と、「降任又は転任を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任又は転任」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任又は転任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任又は転任」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定

する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、この限りでない。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

10 任命権者は、当分の間、職員（次に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期

間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師並びに香川県立保健医療大学の教員

11 警察本部長は、当分の間、特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表等) 第3条 略</p> <p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 略</p>	<p>(給料表等) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表（別表第1） (2) 公安職給料表（別表第2） (3) 研究職給料表（別表第3） (4) 医療職給料表（別表第4） ア 医療職給料表(一) イ 医療職給料表(二) ウ 医療職給料表(三) (5) 大学教育職給料表（別表第5）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第16条の3に規定する職員以外の全ての職員に適用する。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、各給料表ごとに等級別基準職務表（別表第6）に定めるとおりとし、同表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準) 第4条 略</p>

- 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会が定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会の定めるところにより決定する。
- 5 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 8 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 11 第6項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定にかかわらず、これらの規定による当該短時間勤務職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第7条の3 略

（扶養手当）

第8条 略

第4条の2 再任用職員のうち、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

（1）～（4） 略

2・3 略

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会

第9条 略

第9条の3 略

(住居手当)

第9条の4 略

(特地勤務手当等)

第11条の2 略

第11条の3 略

規則で定める職員（以下「行政職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2～4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2・3 略

第9条の3 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)・(2) 略

2・3 略

(特地勤務手当等)

第11条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2・3 略

第11条の3 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間

(農林漁業普及指導手当)

第11条の4 略

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

2 略

3 第4条第3項から第11項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

4 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

5 略

(期末手当)

第14条の5 略

2・3 略

(当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 略

(農林漁業普及指導手当)

第11条の4 農林漁業普及指導手当は、次に掲げる職員であつて人事委員会規則で定めるものに対して支給する。

(1) 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項に規定する普及指導員

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業普及指導員

(3) 水産業に関する業務に従事する職員であつて前2号に掲げる職員の行う職務に相当する職務を行うもの

2 農林漁業普及指導手当の月額は、当該職員の給料月額に100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第14条の4 略

2 略

3 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

4 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の4、第10条の2、第11条の2及び第11条の3の規定は、短時間勤務職員（再任用職員を除く。）には適用しない。

5 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

5～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職

当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 略

4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

5 略

6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第3条の2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員が受けるべき給料月額)に職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 略

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎

員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 略

4 第14条の5第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第14条の8第3項」と読み替えるものとする。

5 略

附則に次の12項を加える。

4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項及び第8項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 保健所等に勤務する医師及び歯科医師（前号に掲げる職員を除く。）

(3) 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他人事委員会規則で定める職員（第1号に掲げる職員を除く。）

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

6 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第8項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規

定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 8 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 9 附則第7項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第7項中「前項」とあるのは「第8項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第6項及び第7項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第6項、第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第6項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第6項、第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する第11条の4第2項及び第14条の5第6項（第14条の8第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第11条の4第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第14条の5第6項中「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額と附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 13 附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員に関する職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）第10条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 14 附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員に関する警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）別表の規定の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 15 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級									
	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略									
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
備考	略									

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級									
	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略									
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500
備考	略									

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級					
	号給	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400
備考	略					

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級									
	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
再任用職員以外の職員	略									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
備考	略									

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級									
	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
再任用職員以外の職員	略									
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500
備考	略									

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級					
	号給	1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400
備考	略					

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略				
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
再任用 職 員		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 略

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略								
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
再任用 職 員		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000	円 426,500

備考 略

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略							
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
再任用 職 員		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600

備考 略

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略				
再任用 職 員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略								
再任用 職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 略

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略							
再任用 職 員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 略

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	略				
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員		円 282,800	円 293,800	円 315,700	円 399,700
備考	略				

別表第6（第3条関係）

等級別基準職務表

ア～オ 略

カ 医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
2 級	相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
3 級	主任技師の職務
略	

キ 略

別表第5（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略				
再任用職員		282,800	293,800	315,700	399,700
備考	略				

別表第6（第3条関係）

等級別基準職務表

ア～オ 略

カ 医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
2 級	1 主任技師（第4条第12項に規定する再任用職員が占める職に限る。）の職務 2 相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
3 級	主任技師（2級の項の1に掲げる職を除く。）の職務
略	

キ 略

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてその給与を支給し、又は負担しているもの（常時勤務を要する職を占める職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者で香川県においてその給与を支給し、又は負担しているもの（常時勤務を要する職を占める職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める</p>

職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）をいう。

(1)・(2) 略

(給料表)

第5条 略

(職員の職務の級ごとの定数)

第6条 略

第7条 略

2～8 略

職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）をいう。

(1)・(2) 略

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 高等学校等教育職給料表（別表第1）

(2) 中学校及び小学校教育職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、給料表ごとに等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。

(職員の職務の級ごとの定数)

第6条 略

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員

第8条 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第1項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定による当該短時間勤務職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第19条の2 略

会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第8条 再任用職員のうち短時間勤務職員であるものの給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料月額は、前条第1項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定によるその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給調整手当）

第19条の2 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額2,500円を超えな

(扶養手当)
第20条 略

第21条 略

(住居手当)
第22条の2 略

(特地勤務手当等)
第23条の2 略

第23条の3 略

い範囲内の額を採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
2・3 略

(扶養手当)
第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2～4 略

第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。
(1)・(2) 略
2・3 略

(住居手当)
第22条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
(1)・(2) 略
2・3 略

(特地勤務手当等)
第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの(以下「特地学校」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。
2・3 略

第23条の3 職員が学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校が特地学校又は任命権者が人事委員会に協議して指定するこれらに準ずる学校(以下「準特地学校」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際任命権者が人事委員会に協議して定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ず

(特定の職員についての適用除外)

第23条の4 第7条第1項から第8項まで、第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員 (定年前再任用短時間勤務職員を除く。)には適用しない。

3 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

る手当を支給する。

2 略

(特定の職員についての適用除外)

第23条の4 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員 (再任用職員を除く。)には適用しない。

3 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120 (人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員 (第24条の6において「特定管理職員」という。) にあつては、100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。) についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して

- (1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（義務教育等教員特別手当）

第24条の7 略

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

3～5 略

教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（義務教育等教員特別手当）

第24条の7 略

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

3～5 略

附則に次の8項を加える。

- 5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第7項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- 7 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第9項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員が受ける給料月額

(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、附則第7項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。
- (1) 産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)第3条第1項
 - (2) 定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)第2条第1項
 - (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)第3条第1項
- 12 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項に規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第4条 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略					
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略					
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(適用範囲)

第2条 この条例による退職手当は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局に勤務する職員、警察職員並びに県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に掲げる職員（兼務のものを除く。）で常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第4条の4の2まで及び第4条の7から第4条の9までの規定により計算した退職手当の基本額に、第4条の10の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 略

(適用範囲)

第2条 この条例による退職手当は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局に勤務する職員、警察職員並びに県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に掲げる職員（兼務のものを除く。）で常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の9までの規定により計算した退職手当の基本額に、第4条の10の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第4条の2の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する

額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額又は給料の日額の21日分に相当する額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 略

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。))又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。))又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1)~(3) 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)
第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同

条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第4条の4の2及び附則第18項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の3 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条の4 第4条の2第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者を退職の日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢(以下この条、第4条の9及び附則第12項において「退職年度における年齢」という。)が、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの(任命権者が知事の承認を得た者に限る。)に対する第4条の2第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第4条の4 第4条の2第1項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者を退職の日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢(以下この条、第4条の9及び附則第26項において「退職年度における年齢」という。)が、退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの(任命権者が知事の承認を得た者に限る。)に対する第4条の2第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき100

		分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条の3第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定)

第4条の4の2 第4条の3 (前条において読み替えて適用する場合を含む。)
 の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。
 この場合において、第4条の3の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第4条の4の2及び附則第18項において「特定任命」という。))により職員となった後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。))により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第4条の5 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第4条の5 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第4条の7 略

第4条の8 第4条の3第1項(第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額(第4条の4の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第4条の3に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) 略

第4条の9 第4条の4に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第4条の8	第4条の3第1項(略)	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の3第1項(略)
	同項の	第4条の4の規定により読み替えて適

第4条の7 第3条から第4条の2までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第4条の8 第4条の3第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第4条の3第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第4条の9 第4条の4に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の7	略	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	略	
第4条の8	第4条の3第1項の	第4条の4の規定により読み替えて適用する第4条の3第1項の
	略	
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する

		用する同項の
第4条の 8第1号	特定減額前給料 月額（第4条の 4の2において 読み替えて準用 する場合にあっ ては、特定減額 前俸給月額（同 条の規定により 読み替えられた 第4条の3に規 定する特定減額 前俸給月額をい う。）次号に おいて同じ。）	特定減額前給料月額（第4条の4の2 において読み替えて準用する場合にあ っては、特定減額前俸給月額（同条の 規定により読み替えられた第4条の3 に規定する特定減額前俸給月額をいう。） 以下この号及び次号において同じ。） 及び特定減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者に係る定 年と退職年度における年齢との差に相 当する年数1年につき100分の2を乗 じて得た額の合計額

略

(退職手当の調整額)

第4条の10 略

		同項の
第4条の 8第1号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給 料月額に退職の日において定められて いるその者に係る定年と退職年度にお ける年齢との差に相当する年数1年につ き100分の2を乗じて得た額の合計 額
第4条の 8第2号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給 料月額に退職の日において定められて いるその者に係る定年と退職年度にお ける年齢との差に相当する年数1年につ き100分の2を乗じて得た額の合計 額
	略	
	及び退職日給料 月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料 月額に退職の日において定められてい るその者に係る定年と退職年度におけ る年齢との差に相当する年数1年につ き100分の2を乗じて得た額の合計額
	略	

(退職手当の調整額)

第4条の10 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職、教育公務

(一般の退職手当の額に係る特例)

第4条の11 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条の2、第4条の3 (第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。) 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月額が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第4条の11 第4条の2第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条の2、第4条の3及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」は、職員の給与に関する条例又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第10条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁

錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第15条 略

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項において準用する香川県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除

錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第15条 略

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第13条第5項又は前条第3項において準用する香川県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当

く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附則第2項から第15項までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 職員が退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、その給与の計算の基礎となった在職期間（昭和21年6月30日以前にその給与の支給を受けている場合においては、その給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た</p>	<p>附 則</p> <p>16 職員が退職（附則第13項の特殊退職及び附則第15項に規定する職員又は国家公務員等通算職員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、その給</p>

数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとし、この規定の適用については、国家公務員の例に準じて任命権者が定める。

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年香川県条例第29号）附則第8項に規定する管理又は監督の地位にある職員で昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間に退職したものに対する退職手当の額の計算の基礎となる給料月額については、同項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例別表第1から別表第4までの規定を適用した場合においてその者の受けるべき給料月額とする。

4 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 略

6 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

7 略

与の計算の基礎となった在職期間（昭和21年6月30日以前にその給与の支給を受けている場合においては、その給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとし、この規定の適用については、国家公務員の例に準じて任命権者が定める。

17 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年香川県条例第29号）附則第8項に規定する管理又は監督の地位にある職員で昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間に退職したものに対する退職手当の額の計算の基礎となる給料月額については、同項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）別表第1から別表第4までの規定を適用した場合においてその者の受けるべき給料月額とする。

18 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

19 略

20 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

21 略

- 8 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下「条例第16号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4の2まで及び附則第18項から第31項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第4条の11第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。
- 9 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の3（第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 10 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第16号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第4条の2又は附則第20項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 11 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 22 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第4条の11第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第22項」とする。
- 23 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第16号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 24 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第16号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第4条の2の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 25 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附則に次の14項を加える。

- 18 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額減額改定（第4条の4の2の規定により読み替えられた第4条の3に規定する俸給月額減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。
- 19 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条の2」とあるのは、「第4条の2又は附則第19項」とする。
- 20 当分の間、第4条の2第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条の2」とあるのは、「第4条の2又は附則第20項」とする。
- 21 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 保健所等に勤務する医師及び歯科医師
 - (2) 大学に勤務する教授、准教授、講師及び助教
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として任命権者が定める職員
- 22 職員の給与に関する条例附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第5項の規定による職員の給料月額の改定（以下「給料月額7割措置」という。）は、給料月額減額改定に該当しないものとする。
- 23 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、基礎在職期間中（当該職員が60歳に達した日後における最初の3月31日までの期間に限る。次項において同じ。）に、第4条の3第1項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項に定める額とする。ただし、任命権者が定める場合においては、この限りでない。
- 24 基礎在職期間中に、第4条の3第1項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における第4条の3第1項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項及び次項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条から第4条の2までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項及び次項において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条から第4条の2までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第4条の2までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

25 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 上位減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に60から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

26 当分の間、第4条の2第1項に規定する者（法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得た者を除く。）に対する第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、第4条の4中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては任命権者が定める年齢とする。）に達する日」と、「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「その者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第21項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第21項第3号に掲げる職員にあつては任命権者が定める年齢とする。）と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第4条の4の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第21項第3号に掲げる職員	任命権者が定める年齢

27 当分の間、法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者（以下「整理退職者等」という。）であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第4条の4及び第4条の9の規定の適用については、第4条の4の表第4条の2第1項の項、第4条の3第1項第1号の項及び第4条の3第1項第2号の項並びに第4条の9の表第4条の7の項、第4条の8第1号の項及び第4条の8第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第26項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

28 当分の間、整理退職者等であつて附則第26項の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第4条の4及

の規定の適用については、同項中「2,740人」とあるのは「2,790人」と、
「4,365人」とあるのは「4,415人」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年香川県条例第5号)第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定による報酬の額)の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年香川県条例第5号)第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定による報酬の額)の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

(職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例(昭和26年香川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手續)</p> <p>第5条 略</p> <p>附 則</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手續)</p> <p>第5条 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>

3 略

4 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）附則第5項の規定による降給とする」とする。

5 第5条第1項の規定は、職員の給与に関する条例附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第5項の規定による降給の場合には、適用しない。

3 略

（香川県警察職員定数条例の一部改正）

第8条 香川県警察職員定数条例（昭和29年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(職員の定数) 第2条 略</p> <p>附 則</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間における第2条第1項</u></p>	<p>(職員の定数) 第2条 警察官の定数は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="1164 925 2060 1149"> <tr><td>警 視</td><td>85人</td></tr> <tr><td>警 部</td><td>172人</td></tr> <tr><td>警 部 補</td><td>512人</td></tr> <tr><td>巡査部長</td><td>528人</td></tr> <tr><td>巡 査</td><td>562人</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,859人</td></tr> </table> <p>2 警察官を除く職員の定数は、305人とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>3 略</p>	警 視	85人	警 部	172人	警 部 補	512人	巡査部長	528人	巡 査	562人	計	1,859人
警 視	85人												
警 部	172人												
警 部 補	512人												
巡査部長	528人												
巡 査	562人												
計	1,859人												

の規定の適用については、同項中「562人」とあるのは「581人」と、「1,859人」とあるのは「1,878人」と、同条第2項の規定の適用については、同項中「305人」とあるのは「310人」とする。

(産業教育手当の支給に関する条例の一部改正)

第9条 産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。</p>

(定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部改正)

第10条 定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定時制通信教育手当の額) 第2条 県立高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。)、主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)に限る。)には、その者の給料月額100分の7(管理職手当の支給を受ける者$あ$っては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の5を超えない範囲内において教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において定時制通信教育手当を支給する。 2 略</p>	<p>(定時制通信教育手当の額) 第2条 県立高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。)、主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)に限る。)には、その者の給料月額100分の7(管理職手当の支給を受ける者$あ$っては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の5を超えない範囲内において教育委員会がそれぞれ定める割合)に相当する額を超えない範囲内において定時制通信教育手当を支給する。 2 略</p>

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

第11条 へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含む。)及び事務職員(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。)であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含む。)及び事務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。)であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第12条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第13条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(職員の派遣)

第2条 略

2 略

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 略
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)
- (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
- (6)・(7) 略

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)
- (2) 略
- (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)
- (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5)・(6) 略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第14条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>

第6条 略

2 基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 略

- (1) 略
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）

第17条 略

略	
第4条第7項	略
第10条第2項 第2号	略
略	

（育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例）

第18条 略

略	
第7条第4項	略
第22条の3第	略

第6条 略

2 基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）

第17条 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第4条第7項	略	
第4条第12項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第2項 第2号	略	
略		

（育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例）

第18条 育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7条第4項	略	
第7条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第22条の3第	略	

2項第2号

略

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第26条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)
略		

(部分休業をすることができない職員)

第22条 略

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則

2項第2号

略

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年香川県条例第55号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第26条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)
略		

(部分休業をすることができない職員)

第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務職員等

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

附 則

(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 略

(給与条例附則第4項及び学校職員給与条例附則第5項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員等に対する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「1」とする」とあるのは、「1」に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(1) 給与条例附則第4項

(2) 学校職員給与条例附則第5項

(育児休業に係る給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 略

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第15条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p>

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(介護休暇)

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、教育委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、教育委員会規則で定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、教育委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、教育委員会規則で定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第16条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任</u></p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4</u></p>

命権者が定める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間までの範囲内で任命権者が定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては同条第2項の規定により定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間）とすることができる。

2・3 略

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間までの範囲内で任命権者が定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては同条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間）とすることができる。

2・3 略

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあつては、人事委員会規則で定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第17条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第26条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>	<p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第26条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>

ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第18条 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用された職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させている職員及び同条第2項の規定により期限を延長されている職員</p> <p><u>(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の法律又は他の条例の規定に基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用された職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させている職員及び同条第2項の規定により期限を延長されている職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の法律又は他の条例の規定に基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

(香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第19条 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末までに、知事に対し、前年度における人事</p>

2 略

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）の任用の状況

(2)～(10) 略

行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により任命権者が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）の任用の状況

(2)～(10) 略

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第20条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算</p>

して6月（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。））にあつては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第27条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3～5 略

して6月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員）にあつては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第27条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

3～5 略

（職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第21条 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（配偶者同行休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>（配偶者同行休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p>

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第22条 職員の再任用に関する条例(平成12年香川県条例第24号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第23項の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。

(4) 暫定再任用職員等 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

3 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

4 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。

6 附則第3項の規定により引き続き勤務する職員は、新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員とみなして、次に掲げる規定を適用する。

(1) 第13条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(附則第40項において「新外国派遣条例」という。)第2条第2項

(2) 第14条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第2条第1項及び第9条

(3) 第18条の規定による改正後の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(附則第43項において「新公益的法人派遣条例」という。)第2条第2項

(4) 第21条の規定による改正後の職員の配偶者同行休業に関する条例第2条

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 7 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第14項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又はこの項、次項、附則第12項若しくは第13項の規定による採用をされたことがある者
- 8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、前項、この項、附則第12項又は第13項の規定による採用をされたことがある者
- 9 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 10 暫定再任用職員等の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員等の当該更新直前の任期における勤務実績が、勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 11 任命権者は、暫定再任用職員等の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員等の同意を得なければならない。
- 12 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとした

- ときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 13 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第22項において同じ。)に達している者(新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 前2項の場合においては、附則第9項から第11項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)
- 15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
(1) 施行日以後に新たに設置された職
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 16 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)
- 17 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 18 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第7項から第14項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。
(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 21 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第19項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。
(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 22 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに

相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

23 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置）

24 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第4項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

25 暫定再任用職員の給料月額を、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

26 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（附則第33項において「育児短時間勤務」という。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第2項により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員の給与に関する条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第16条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第42項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

28 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第3項及び第4項並びに第14条の5第4項の規定を適用する。

29 新給与条例第14条の8第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第 号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

30 附則第25項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う公立学校職員の勤務延長に関する経過措置）

31 第3条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第5項から第12項までの規定は、令和3年

改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 32 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が新学校職員給与条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 33 育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第3条第2項により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 34 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第5条第1項の給料表に係る定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、公立学校職員の給与に関する条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第15条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第41項において「新学校職員勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 35 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第23条の4第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の7第2項の規定を適用する。
- 36 新学校職員給与条例第24条の6第1項の職員に暫定再任用職員等が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第 号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（次号において「暫定再任用職員等」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」とする。
(教育委員会規則への委任)
- 37 附則第32項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員等に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
(香川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)
- 38 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第 号）附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。））」とする。
(へき地手当等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 39 暫定再任用職員等は、新定年条例第13条の規定により採用された者とみなして、第11条の規定による改正後のへき地手当等に関する条例第2条の規定を適用する。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 40 暫定再任用職員に対する新外国派遣条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは、「その他の法律により任期を定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第 号）附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。））」とする。
(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 41 暫定再任用短時間勤務職員は、新学校職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規

定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

42 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

43 暫定再任用職員に対する新公益的法人派遣条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「その他の法律により任期を定めて任用された職員」とあるのは、「その他の法律により任期を定めて任用された職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第 号)附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。)」とする。

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

44 暫定再任用職員等は、第20条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項において「新企業職員条例」という。)第21条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新企業職員条例第27条第2項の規定を適用する。

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

45 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員(香川県職員退職手当条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。))として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に香川県職員退職手当条例第3条から第4条の2まで又は附則第19項若しくは第20項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第4条の4の2まで及び附則第18項から第31項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に香川県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に国家公務員等通算職員(新条例第5条第5項に規定する国家公務員等通算職員をいう。以下同じ。))として在職する者で、指定法人職員又は国家公務員等通算職員として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第4条の2までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第4条の4までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第4条の3の規定</p>

第4条の3（第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に香川県職員退職手当条例第4条の2又は附則第20項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第41号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、香川県職員退職手当条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定にかかわらず、その者につき条例第41号による改正前の香川県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と香川県職員退職手当条例及び附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

16 附則第11項に規定する者又は附則第13項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する香川県職員退職手当条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第4条の4の2まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第41号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 香川県職員退職手当条例第2条の4から第4条の4の2まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) 略

により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条の2の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第41号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定にかかわらず、その者につき条例第41号による改正前の香川県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第18項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

16 附則第11項に規定する者又は附則第13項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第41号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで、条例第41号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) 略

(香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

46 香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で香川県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で香川県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

47 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額（同日に、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第4条の3まで及び第4条の6並びに附則第</p>

22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病若しくは勤務公署の移転により退職した者にあつては、その者が旧条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職した者を除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、香川県職員退職手当条例第2条の4から第4条の4の2まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第8項から第10項まで、第12項及び第16項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

22項から第24項まで及び第26項、附則第9項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年香川県条例第41号。以下この項及び附則第4項において「条例第41号」という。）附則第3項、附則第10項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年香川県条例第16号。以下この項及び附則第4項において「条例第16号」という。）附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに附則第14項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年香川県条例第47号。以下この項及び附則第4項において「条例第47号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病若しくは勤務公署の移転により退職した者にあつては、その者が旧条例第4条の2の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第22項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職した者を除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11まで並びに附則第22項から第24項まで、第26項及び第30項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項、条例第16号附則第5項から第8項まで、第16項及び第33項並びに条例第47号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

第7号

香川県職員退職手当条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第8条第2項において「勤務日数」という。</u>)が18日(1月間の日数(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条にあつては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあつては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>3 <u>前項に規定する勤務日数には、香川県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日(実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。))を含まないものとする。</u></p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条にあつては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあつては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条</p>

の2第1項の規定により退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくは法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 略

2 略

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくは法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

の2第1項の規定により退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 略

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(勤続期間の計算)

第5条 略

2～8 略

(勤続期間の計算の特例)

第6条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

2 略

(失業者の退職手当)

第8条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(勤続期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3～8 略

(勤続期間の計算の特例)

第6条 職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いた者で、引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの第5条第1項の規定による勤続期間の計算については、その職員となる前のその引き続いて勤務した期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 略

(失業者の退職手当)

第8条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員であつたことがある者については、当該職員であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことがある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

3～18 略

(1) 当該勤続期間又は当該職員であった期間に係る職員となった日の直前の職員でなくなった日が当該職員となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなった日前の職員であった期間

(2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことがある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であった期間

3～18 略

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（<u>1月間の日数（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</u>）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</p> <p>3～6 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第2条第2項及び第8条第2項並びに第2条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年香川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>香川県職員退職手当条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する香川県職員退職手当条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例（以下「<u>新条例</u>」という。）第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、<u>新条例</u>の規定を適用する。この場合において、その者に対する香川県職員退職手当条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。</p>

第8号

高松空港県営駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
高松空港県営駐車場	高松空港株式会社	高松市香南町岡1312番地7	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第9号

香川県総合運動公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県総合運動公園	いくしまスポーツチャレンジ共同体 代表 穴吹エンタープライズ株式会社 美津濃株式会社 香川県造園事業協同組合	高松市古新町9番地1	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

香川県立総合水泳プールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）第6条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県立総合水泳プール	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ 代表 シンコースポーツ四国株式会社 四電ビジネス株式会社	高松市寿町一丁目1番12号	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

第11号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき、令和5年度において、次のとおり当せん金付証券を発売する。

記

1	発売限度額	金 8,300,000,000円
---	-------	------------------

損害賠償の額の決定について

県立中央病院の医療事故に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の4第1項の規定に基づく損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）第9条第2号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

記

1 損害賠償額

損害賠償額	備 考
11,018,889 円	全額病院賠償責任保険で支払予定

2 事故等の概要

(1) 発生年月

平成29年5月

(2) 発生場所

高松市朝日町一丁目2番1号 県立中央病院

(3) 相手方

国（香川労働局）

(4) 事案の概要

県立中央病院において、交通事故による外傷で救急搬送された患者に対し第5胸椎破裂骨折による後側方脊椎固定術を施行した際に発生した医療事故について、令和4年7月、患者及びその家族、県並びに交通事故加害者との間で裁判上の和解が成立した。当該患者に対しては、裁判上の和解とは別途、国から労働者災害補償保険法に基づく療養給付等の保険給付がなされており、当該保険給付の原因が県立中央病院の医療事故及び交通事故によるものであることから、令和4年10月、国から県に対し、裁判上の和解において示された責任割合により、同法に基づく損害賠償の請求があったもの。